

雇児発0329第11号
平成24年3月29日

都道府県知事
各 指定都市市長 殿
中核市市長

厚生労働省雇用均等・児童家庭局長

「養子縁組あっせん事業の指導について」の一部改正について

標記については、昭和62年10月31日付児発第902号厚生省児童家庭局長通知「養子縁組あっせん事業の指導について」により行われているところであるが、今般、その一部を別紙新旧対照表のとおり改正し、平成24年4月1日から適用することとしたので通知する。

(別紙) 「養子縁組あっせん事業の指導について」の一部改正 新旧対照表

新	旧
<p style="text-align: right;">児 発 第 9 0 2 号 昭和62年10月31日</p> <p style="text-align: center;"><u>【一部改正】平成24年3月29日雇児発0329第11号</u></p> <p>各 都道府県知事 殿 指定都市市長</p> <p style="text-align: center;">厚生省児童家庭局長</p> <p style="text-align: center;">養子縁組あっせん事業の指導について</p> <p>今般、民法（明治29年法律第89号）の一部改正により、昭和63年1月1日から特別養子縁組制度が実施されることとなったが、特別養子を含め養子縁組のあっせん事業を行うものに対する指導に当たっては、下記事項に御留意の上、遺憾のないようされたい。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>第1 養子縁組あっせん事業の届出 18歳未満の自己の子を他の者の養子とすることを希望する者及び養子の養育を希望する者（以下「養子希望者」という。）の相談に応じ、その両者の間にあって、連絡、紹介等養子縁組（特別養子縁組を含む。以下同じ。）の成立のために必要な媒介的活動を反復継続して行う行為（以下「養子縁組あっせん事業」という。）は、<u>社会福祉法（昭和26年法律第45号）第2条第3項第2号に規定する「児童の福祉の増進について相談に応ずる事業」に該当するものである。従って当該事業を行う者は、都道府県知事（指定都市又は中核市にあっては市長。以下同じ。）に対し同法第69条第1項に定める第2種社会福祉事業に係る届出を行わなければならない、この旨指導を行うこと。</u></p> <p>第2 養子縁組あっせん事業を行う者の調査等 (1) 養子縁組あっせん事業について<u>社会福祉法第69条第1項</u>の届出が行われる際には、同項に規定する事項のほか、適正な養子縁組のあっせんを確保するため、<u>同法第70条</u>の規定に基づき、次の事項の報告を求めること。 ア 事業を行う者（団体の場合はその役員）の住所、経歴及び資産状況 イ 建物その他の設備の状況 ウ 養子縁組あっせんの実務を行う者の氏名、経歴及び勤務形態</p>	<p style="text-align: right;">児 発 第 9 0 2 号 昭和62年10月31日</p> <p>各 都道府県知事 殿 指定都市市長</p> <p style="text-align: center;">厚生省児童家庭局長</p> <p style="text-align: center;">養子縁組あっせん事業の指導について</p> <p>今般、民法（明治29年法律第89号）の一部改正により、昭和63年1月1日から特別養子縁組制度が実施されることとなったが、特別養子を含め養子縁組のあっせん事業を行うものに対する指導に当たっては、下記事項に御留意の上、遺憾のないようされたい。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>第1 養子縁組あっせん事業の届出 18歳未満の自己の子を他の者の養子とすることを希望する者及び養子の養育を希望する者（以下「養子希望者」という。）の相談に応じ、その両者の間にあって、連絡、紹介等養子縁組（特別養子縁組を含む。以下同じ。）の成立のために必要な媒介的活動を反復継続して行う行為（以下「養子縁組あっせん事業」という。）は、<u>社会福祉事業法（昭和26年法律第45号）第2条第3項第2号に規定する「児童の福祉の増進について相談に応ずる事業」に該当するものである。従って当該事業を行う者は、同法第64条第1項に定める届出を行わなければならない、この旨指導を行うこと。</u></p> <p>第2 養子縁組あっせん事業を行う者の調査等 (1) 養子縁組あっせん事業について<u>社会福祉事業法第64条第1項</u>の届出が行われる際には、同項に規定する事項のほか、適正な養子縁組のあっせんを確保するため、<u>同法第65条</u>の規定に基づき、次の事項の報告を求めること。 ア 事業を行う者（団体の場合はその役員）の住所、経歴及び資産状況 イ 建物その他の設備の状況 ウ 養子縁組あっせんの実務を行う者の氏名、経歴及び勤務形態</p>

エ 養子となるべき児童及びその家庭に対する調査、指導の内容
オ 養子希望者及びその家庭に対する調査、指導の内容
カ 事業の収支計画

- (2) 養子縁組あっせん事業の届出をした者は、社会福祉法第69条第2項の規定に基づき、届出事項に変更が生じたときはその旨を都道府県知事に届け出ることとなっているが、そのほか、都道府県知事は養子縁組あっせん事業の届出をした者に対して、毎年、事業報告書及び収支計算書の提出並びに(1)のオからオまでに定める事項について変更を生じた点の報告を求め、事業内容の把握に努めること。
- (3) (略)

第3 養子縁組あっせん事業を行う者に対する指導上の留意事項

- (1) 及び (2) (略)
- (3) 養子縁組あっせん事業については、社会福祉法人、医療法人、特定非営利活動法人、公益社団法人、公益財団法人、一般社団法人又は一般財団法人（以下「社会福祉法人等」という。）により行われることが望ましく、当該事業を行う任意団体、個人等に対しては、社会福祉法人等として事業を行うよう指導すること。
- (4) 養子縁組あっせん事業に従事する職員として、社会福祉士、児童福祉法第13条第2項に定める児童福祉司となる資格を有する者、医師、保健師、助産師又は看護師である相談員を2名以上配置するよう指導すること。
なお、そのうち1名は社会福祉士であることが望ましいこと。
- (5) 平成14年9月5日雇児発第0905004号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知「養子制度等の運用について」を踏まえた養子縁組あっせんの方法に関する業務方法書を作成し、これに基づき事業を行うよう指導すること。
なお、この業務方法書においては、養子縁組あっせんの成立後も当該養子縁組あっせんを行う者が引き続き定期的に面接指導等を行う旨が定められていない。
- (6) 養子縁組あっせん事業を行うに当たっては、児童の権利に関する条約（平成6年条約第2号）第21条（b）の規定により、児童は、出身国内において里親若しくは養家に託され又は適切な方法で監護を受けることができない場合に、これに代わる児童の監護の手段として国際的な養子縁組を考慮することが認められるものであり、これに従って行うよう指導すること。
- (7) 第2に定める調査等により、適正なあっせんが行われていないと判断される場合においては、改善すべき点を具体的に指摘して指導すること。
- (8) 養子縁組あっせん事業を行う者が社会福祉法第69条第2項の規定に違反して変更を届け出ず、同法第70条の規定による報告の求めに応ぜず、若しくは虚偽の報告をし、同条の規定による当該職員の検査若しくは調査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又はその事業に関し不当に営利を図り、若しくは適正なあっせんを行わず不当な行為をしたときは、都道府県知事は、同法第72条第1項の規定に基づき、当該事業を経営することを制限し、又はその停止を命ずることができるものであること。
- (9) 養子縁組あっせん事業を行う者が社会福祉法第69条第1項の規定に違反して開始を届け出ず、その事業に関し不当に営利を図り、若しくは適正なあっせんを行わず不当な行為をしたときは、都道府県知事は、同法第72条第3項の

エ 養子となるべき児童及びその家庭に対する調査、指導の内容
オ 養子希望者及びその家庭に対する調査、指導の内容
カ 事業の収支計画

- (2) 養子縁組あっせん事業の届出をした者は、社会福祉事業法第64条第2項の規定に基づき、届出事項に変更が生じたときはその旨を都道府県知事に届け出ることとなっているが、そのほか、都道府県知事は養子縁組あっせん事業の届出をした者に対して、毎年、事業報告書及び収支計算書の提出並びに(1)のオからオに定める事項について変更を生じた点の報告を求め、事業内容の把握に努めること。
- (3) (略)

第3 養子縁組あっせん事業を行う者に対する指導上の留意事項

- (1) 及び (2) (略)
- (3) 養子縁組あっせん事業については、社会福祉法人及び民法第34条の規定に基づき設立される法人（以下「社会福祉法人等」という。）により行われることが望ましく、当該事業を行う任意団体等に対しては、第4に定める条件の整備を行い社会福祉法人等として事業を行うよう指導すること。
- (4) 第2に定める調査等により、適正なあっせんが行われていないと判断される場合においては、改善すべき点を具体的に指摘して指導すること。
- (5) 養子縁組あっせん事業を行う者が、前記(4)に定める指導に従わない場合又は第2に定める調査等に応じない場合、都道府県知事は、社会福祉事業法第68条に定める聴聞手続を経た上で、同法第67条第1項又は第2項の規定に基づき、当該事業を経営することを制限し、又はその停止を命ずることができるものであること。

規定に基づき、当該事業を経営することを制限し、又はその停止を命ずることができるものであること。

第4 養子縁組あっせん事業を行う社会福祉法人の認可

養子縁組あっせん事業を行う社会福祉法人の認可については、平成12年12月1日障発第890号・社援発第2618号・老発第794号・児発第908号厚生省大臣官房障害保健福祉部長、社会・援護局長、老人保健福祉局長、児童家庭局長連名通知「社会福祉法人の認可について」等に定める事項のほか、少なくとも次の事項に適合するものであることを確認すること。

ア 職員

社会福祉士又は児童福祉法第13条第2項に定める児童福祉司となる資格を有する専任ケースワーカーを2名以上置いていること。

イ 事業

平成14年9月5日雇児発第0905004号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知「養子制度等の運用について」を踏まえた養子縁組あっせんの方法に関する業務方法書を作成し、これに基づき事業を行うこと。

なお、同業務方法書においては、養子縁組あっせん後も、当該法人が引き続き定期的に面接指導等を行う旨が定められていなければならない。

ウ 定款の内容

- (ア) 養子縁組あっせん事業を行うことがわかるよう明記されていること。
- (イ) 業務方法書を作成し都道府県知事の承認を得ること及び業務方法書を変更するときも都道府県知事の承認を得ることが明記されていること。

第4 養子縁組あっせん事業を行う法人の認可及び指導

(1) 法人の認可

養子縁組あっせん事業を行う社会福祉法人等の認可又は許可については、昭和39年1月10日社発第15号「社会福祉法人の認可について」及び昭和54年5月16日社庶第56号「社会福祉法人の認可について」又は昭和49年12月27日厚生省総第397号「地方公益法人に対する都道府県知事の許可、認可等の事務について」に定める事項のほか、少なくとも次の事項に適合するものであることを確認すること。

ア 職員

児童福祉法第11条の2に定める児童福祉司となる資格を有する専任ケースワーカーを2名以上置いていること。

イ 事業

昭和62年10月31日厚生省発児第138号「里親等家庭養育の運営に関して」の第2章及び昭和62年10月31日児発第901号「里親等家庭養育運営要綱の実施について」の第2章に定める内容に準じた養子縁組あっせんの方法に関する業務方法書を作成し、これに基づき事業を行うこと。

なお、同業務方法書においては、養子縁組あっせん後も、当該法人が引き続き定期的に面接指導等を行う旨が定められていなければならない。

ウ 定款又は寄附行為の内容

- (ア) 養子縁組あっせん事業を行うことがわかるよう明記されていること。
- (イ) 業務方法書を作成し都道府県知事の承認を得ること及び業務方法書を変更するときも都道府県知事の承認を得ることが明記されていること。

(2) 法人の指導

既に設立を認可又は許可されている養子縁組あっせん事業を行う法人の指導については、第1から第3までに定める事項のほか、前記(1)の趣旨にそって指導を行うこと。